

第 3 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 2 年 2 月 1 2 日

上富良野町農業委員会

第32回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和2年2月12日(水) 午前11時00分から午後11時30分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第4 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主事	瀬川 翔太
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午前11時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
9番 対馬 徹 委員に合わせ、ご唱和ください。

対馬委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、6番 桑田俊和 君、7番 島田政志 君、を指名いたします。

議長 日程第2 議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和2年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

1番

貸主は〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他5筆の合計6筆。地目は公簿現況ともに畑です。面積は6筆合計で76,217㎡です。土地の引き渡し時期は令和2年1月10日で、合意解約です。基盤強化促進法による賃貸借で、期間は平成28年4月14日から令和8年11月30日までとなっていましたが、農地法第18条規定に基づき、合意解約がなされているので賃貸借の解約は成立していると考えられます。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年2月12日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

賃2

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、上川郡美瑛町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他4筆で、合計5筆です。地目は公簿現況ともに畑です。面積は5筆合計で70,706㎡です。内容は賃貸借で、借賃は212千円、移転時期は令和2年2月13日で、終期は令和11年11月30日、支払方法は口座振込で、支払い時期は毎年11月25日までです。

所20

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆です。地目は公簿現況ともに畑、もしくは公簿現況ともに田です。面積は3筆合計で45,256㎡です。内容は売買で、対価は2,842千円、移転時期は令和2年2月13日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年7月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 諮問第1号賃2番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 11番 長谷川です。賃2番について、補足説明いたします。

1月14日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇会館で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

賃2番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 美瑛町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑3,000円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所20番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。所20番について、補足説明いたします。

1月30日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所20番

出し手 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑39,000円と75,000円、田35,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所20番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 「日程第4、議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。
令和2年2月12日 提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化事業により、財団法人北海道農業開発公社と買入調整を行うものです。公社が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。以下、内容を朗読いたします。

所21
出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計25筆です。地目は公簿現況ともに田、公簿現況ともに畑、公簿が原野で現況が畑です。面積は25筆合計で231,146㎡です。農地保有合理化事業の特例事業の5年間となります。事業参加予定者については、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんとなります。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
「11番、長谷川裕見 委員」

長谷川委員 11番、長谷川です。議案第2号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、1月30日に〇〇地区の斡旋会を実施し、売買が成立したところでしたが、出し手、受け手の希望により、北海道農業公社の農地保有合理化事業により、進めていくということです。
所21番、出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん
参加予定者、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は〇〇線〇〇号他です。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、所21番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長

日程第5 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和2年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆。地目は公簿現況ともに田です。面積は2筆合計で40,550㎡です。出し手が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇会社さん、賃貸借となりました。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆。地目は公簿現況ともに田、公簿現況ともに畑です。面積は2筆合計で66,370㎡です。出し手が〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

3番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、合計1筆。地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で16,476㎡です。出し手が富良野市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、売買となりました。

議 長

議案第3号 1番2番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 北村啓一 委員」

北村委員

2番 北村です。 議案第3号1番2番について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇会社 代表社員〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇〇〇会社さんへの賃貸借となりました。

2番

出し手 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇道路と〇〇道路沿いとなります。

〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号1番2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて議案第3号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番 佐藤です。 議案第3号3番について、補足説明いたします。

3番

出し手 富良野市〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分により、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和2年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番
転用申請地の表示は〇〇〇〇番〇〇、合計1筆。地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で1,446㎡、土地所有者は旭川市〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、転用区分は第2種です。計画内容はカラマツ植林(262本)です。転用の理由は同道沿いの細長な土地で、面積も小さく生産効率も低いため。工期は許可日から令和2年6月30日までとなっております。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 対馬 徹 委員」

対馬委員 9番 対馬です。議案第4号 について、補足説明いたします。

土地所有者と転用者は 旭川市〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
所在地は〇〇地区〇〇〇〇近くの〇〇沿いです。
植林のための転用であり、転用計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和2年2月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

転用申請地の表示は〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1,439㎡、会社との賃貸借となります。転用目的は農業用倉庫・作業スペース兼農産物集積場・通路で、土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんです。土地の利用区分は農振地で用途変更（農業用施設）、転用理由は農業用倉庫・作業スペース兼農産物集積場・通路です。工期は許可日から令和2年10月31日までとなっています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号 について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 桑田 俊和 委員」

桑田委員 6番 桑田です。議案第5号 について、補足説明いたします。

土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで転用者は〇〇会社〇〇〇〇さんです。所在地は〇〇線〇〇号です。

農業用倉庫、作業スペース兼農産物集積場、通路の転用となり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第 32 回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問 1 件、議案 5 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 1 1 時 3 0 分

上記第 32 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 2 年 2 月 1 3 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____